平成２９年（フ）第１３９号
石川県河北郡津幡町字清水ホ303、住民票上の住所兼従前の住所石川県河北郡津幡町字庄イ７番地１
債務者　矢田　　昇
１　決定年月日時　平成29年８月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６２号
兵庫県宍粟市山崎町門前54番地４　後藤アパート１階３号
債務者　土井　正樹
１　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第５７号
兵庫県豊岡市庄境1380番地　シティーハイツ幸栄Ⅱ　201号室
債務者　西田　典代
１　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
福島県田村郡三春町大字下舞木字石崎179番地の13
債務者　吉田　佳子
１　決定年月日時　平成29年８月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第９５号
福島県郡山市富久山町福原字泉崎67番地の１
債務者　櫻井　正明
１　決定年月日時　平成29年８月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
佐賀県唐津市和多田西山12番62号　第２峰ビル601号
債務者　瀬川　俊博
１　決定年月日時　平成29年８月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第６０５号
神戸市東灘区西岡本２丁目25番４－507号、従前の住所横浜市中区野毛町１丁目16番地１ヴェル・クレール桜木町701号室
債務者　岡　　洋
１　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７０号
千葉県君津市常代６丁目２番16号
債務者　髙橋真理子（旧姓田川）
１　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第６９３号
名古屋市中区金山２丁目８番10号　ドリームマンション金山501号
債務者　鈴木　育子
１　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１０９号
名古屋市中川区東中島町５丁目75番地　ソレイユ東中島401号
債務者　Ｃａｆｅ＆Ｂａｒ　ｒａｍｐこと　加藤美也子
１　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１５９号
名古屋市瑞穂区下山町１丁目76番地　市営新田辺荘４棟105号
債務者　小澤　達朗
１　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１６１号
名古屋市緑区倉坂117番地、従前の住所名古屋市緑区大清水２丁目613番地　コンセール篭山105
債務者　堤　みどり（旧姓中尾）
１　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３５号
沖縄県豊見城市字翁長717番地１　県営翁長高層住宅504号
債務者　山城　　望（旧姓谷山）
１　決定年月日時　平成29年８月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２０４号
沖縄県那覇市牧志２丁目22番23―303号　嘉数アパート
債務者　富田　実希
１　決定年月日時　平成29年８月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第７５３号
愛媛県北宇和郡松野町大字松丸122番地　松丸定住促進住宅104号、申立時の住所愛知県春日井市東野町10丁目３番地１　雇用促進住宅東野宿舎２号棟102号室
債務者　髙岡みどり
１　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５４号
静岡県浜松市北区三方原町2103番地の６　ドミール三方原102、前住所静岡県浜松市北区細江町気賀1769番地の９
債務者　丸山　周一
１　決定年月日時　平成29年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
５　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係